

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る法人二税の申告期限延長の取扱いについて

栃木県

栃木県では、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、法人二税の申告・納付期限の延長申請について次のとおり取り扱うことといたします。

◎令和4(2022)年4月16日以降の延長申請について

令和4(2022)年1月以降に申告・納付期限の到来する申告については、同年4月15日までの間、簡易な方法による申告・納付期限の延長が認められていましたが、4月16日以降に申告・納付期限の到来する申告については、下記のとおり申請書の提出を要しますのでご注意ください。

(令和4(2022)年4月 日更新)

1 確定申告について

以下の方法により延長申請を受け付けます。

(1) 申告書の提出前に延長申請をする場合

栃木県県税条例第13条第3項又は施行令第24条の3第1項ほか(第24条の4の2において準用する場合を含む)の申請書を、延長を必要とする理由を具体的に記載の上、提出してください。

なお、栃木県県税条例第13条第3項に定める期限の延長を必要とする事由を証する書類については新型コロナウイルス感染症により罹災証明書の発行を受けられない場合が多いことから、省略できることとします。

詳細については、「災害(地震・風水害等)による被災者に係る申告・納付等の期限の延長等について(法人県民税・事業税等)」を参考としていただくようお願いします。

(2) 申告書の提出と同時に延長申請をする場合

栃木県県税条例第13条第3項の申請書を、延長を必要とする理由を具体的に記載の上、提出してください。

なお、添付書類については1の(1)の方法に準じてください。

2 確定申告以外の申告・申請等について

栃木県県税条例第13条第3項の規定により、申請書を提出してください。添付書類については1の(1)の方法に準じてください。

お問い合わせ先

	管轄する区域	電話番号
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3021
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6202
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2137
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3414
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	0287-43-2173
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4172
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1458
栃木県税務課		028-623-2104